

自動販売機の設置に係る普通財産の貸付けに関する契約書

賃貸人 別府市（以下「賃貸人」という。）と借借人 ○○○○○○（以下「借借人」という。）とは、次の条項により普通財産の有償貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	面積 (設置台数)
別府競輪場	別府市亀川東町1番36号	第4スタンド西側1階外部	1.35 m ² (1台)

（用途の指定等）

第2条 借借人は、貸付物件を自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 借借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

第3条 借借人は、貸付物件を令和6年7月15日（月）までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

第4条 借借人は、貸付物件を、前条に定める期日（次条の規定により前条に定める期日を延期したときは、当該延期後の期日）から第6条に定める貸付期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

第5条 借借人は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他やむを得ない事由により第3条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、賃貸人の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による借借人の申請に対する賃貸人の承認は、文書によるものとする。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、令和6年7月15日から令和11年3月31日までとする。

（契約の更新）

第7条 前条に定める貸付期間満了時において、この契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

(売上手数料の額及び支払方法)

第8条 売上手数料は、税込売上に歩合率_____％を乗じた額とし、賃借人は、賃貸人が発行する納入通知書により賃貸人の指定する日までに月々の売上手数料を支払うものとする。

(貸付料の額及び支払方法)

第9条 各年度に属する貸付料は次に掲げる額とし、賃借人は、賃貸人が発行する納入通知書により賃貸人の指定する日までに貸付料を支払うものとする。

年次	納付金額	納入期限
第1年次(令和6年度)	¥1,993	令和6年7月31日
第2年次(令和7年度)	¥2,810	令和7年6月2日
第3年次(令和8年度)	¥2,810	令和8年6月1日
第4年次(令和9年度)	¥2,810	令和9年5月31日
第5年次(令和10年度)	¥2,810	令和10年5月31日

(電気料及びその支払方法)

第10条 賃借人は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。(以下「子メーター」という。)を賃貸人の指示するところに設置しなければならない。

- 2 賃貸人は、当該施設全体の当該月の電気使用料の単価及び前項の電気使用量に基づき当該月の電気料を計算し、賃借人に納入通知書を送付するものとする。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料を支払わなければならない。
- 4 賃借人が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前3項の規定は適用しない。
- 5 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修が必要な場合の当該経費は、賃借人の負担とする。

(費用負担)

第11条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第26条第1項第1号の規定によりこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りではない。

(延滞金)

第12条 賃借人が、売上手数料、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付せず、競輪事業管理者が別に定める期限を指定して督促状を発した場合において、なおその指定期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付する日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で延滞金を徴収する。ただし、競輪事業管理者において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(充当の順序)

第 13 条 賃借人が、売上手数料、貸付料、電気料及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が売上手数料、貸付料電気料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(業務遂行の責任者)

第 14 条 賃借人は、この契約に関して、賃貸人と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、賃貸人に書面で通知するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第 15 条 賃貸人は、第 6 条に定める貸付期間の初日に、貸付物件の引渡しを行う。

(瑕疵担保)

第 16 条 賃借人は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他瑕疵のあることを発見しても、賃貸人に対し売上手数料、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

第 17 条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持管理するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

- 2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって賃貸人に申出を行い、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 賃貸人は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により賃借人に通知するものとする。

(維持補修等)

第 18 条 貸付物件についての維持管理、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人は、貸付物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

第 19 条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を報告しなければならない。

- 2 賃借人は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第 20 条 賃借人は、貸付物件の賃貸権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

- 2 賃借人は、この契約に係る自動販売機及び賃借人が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、賃借人は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若し

くは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第 21 条 賃貸人は、賃借人に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、賃借人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

第 22 条 賃借人は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに賃貸人に事故等の状況を報告しなければならない。

2 賃借人は、第 14 条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を賃貸人に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第 23 条 賃借人は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責めに帰すべき事由を除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第 24 条 賃貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、賃貸人の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(秘密の保持)

第 25 条 賃貸人及び賃借人は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(契約の解除等)

第 26 条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃貸人又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 賃借人が、この契約に係る一般競争入札の申請者その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たされなくなったとき。
- (4) 賃借人のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められ、又は賃借人がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 賃借人が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 賃借人について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が

生じたとき。

- (7) 借借人が、貸貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (8) 借借人の信用が著しく失墜したと貸貸人が認めたとき。
 - (9) 借借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (10) 借借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重要な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等（地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 234 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する庁舎等をいう。）の行政財産としての用途又は目的を借借人が妨げると認めたとき。
 - (12) 借借人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（借借人が個人である場合にはその者を、借借人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは普通財産貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 借借人が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、貸貸人が借借人に当該業務の実施について解除を求め、借借人がこれに従わなかったとき。
 - (13) 前各号のほか、借借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項（第 1 号を除く。）の規定に該当することにより契約が解除された場合、借借人は、当該解除の日から 3 年間は、貸貸人の行う自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する入札に参加できないものとする。
 - 3 第 1 項第 1 号の規定に該当することにより契約が解除された場合、借借人は、これによって生じた損失について、その補償を貸貸人に求めることができる。

（談合による解除）

第 27 条 貸貸人は、前条の規定によるほか、借借人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 借借人が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除設置命令を

受け、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第66号第1項から第3項までの規定による審決（排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (4) 賃借人が、公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。
- (5) 賃借人（賃借人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（違約金）

第28条 賃貸人は、前2条の規定又は賃借人の責めに帰すべき理由によりこの契約を解除したときは、第9条の貸付料の額の100分の10に相当する金額を違約金として、賃借人から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるとき、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、賃貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 3 第1項に規定する違約金は、違約罰であつて、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（損害賠償）

第29条 賃借人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、賃貸人に支払わなければならない。ただし、第19条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項を本文に規定する場合のほか、賃借人がこの契約に定める義務を履行しないため、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第30条 賃借人は、この契約に関して第27条各号のいずれかに該当するときは、賃貸人が契約を解除するか否かを問わず、第9条の貸付料の100分の10に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付して賃貸人に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第27条第1号から4号までに該当する場合であつて、当該命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引

委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は賃貸人に金銭的損害を生じさせない行為であると賃貸人が認めるものであるとき。

- (2) 第27条第5号に該当する場合であつて、賃借人(賃借人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、賃借人が同法第96条の3の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 前項の場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、賃借人の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前項の額を賃貸人に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、賃貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 4 第1項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(貸付物件の返還)

第31条 第6条の貸付期間が満了した場合、又は第26条第1項若しくは第27条の規定によりこの契約が解除された場合は、賃借人は、貸付物件を賃貸人の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人において必要がないと認めるときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(貸付料の返還等)

- 第32条 賃貸人は、第26条第1項及び第27条の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算による賃借人の請求に基づき、賃借人に返還する。
- 2 第26条第1項(第1号を除く。)及び第27条の規定により、この契約を解除したときは、解除により賃借人に損害があつても、賃貸人は損害を賠償する責めを負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第33条 賃借人は、第31条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、これを賃貸人に請求することができないものとする。

(返還金の相殺)

第34条 賃貸人は、第32条の規定により貸付料を返還する場合において、賃借人が第28条に定める違約金又は第29条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

第35条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、賃貸人と賃借人とで協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 36 条 本契約について紛争が生じたときは、大分地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

賃 貸 人 住 所 大分県別府市亀川東町 1 番 3 6 号
別府市
代表者 競輪事業管理者 上田 亨 ⑩

貸 借 人 所在地

商号又は名称

代表者 ⑩